**「地域の水産物の魅力を発信するイベント及び取り組み」**

１．目　　的：経済産業省事業「ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業緊急支援事業」として、国産水産物の魅力発信・消費拡大に取り組む漁業者団体等（各都道府県の漁業協同組合連合会や漁業協同組合等）を通じ、一般消費者や観光客（訪日外国人観光客を含む）を対象に、地域の水産物の魅力を発信することを目的に実施するイベントや取り組みを行うことで、国産水産物の消費拡大や販路拡大を図ります。

２．実施期間：2025年7月～2026年2月

４．募集対象：国産水産物の魅力発信・消費拡大に取り組む地域の漁業者団体等（各都道府県の漁業協同組合連合会や漁業協同組合等）

※実施費用の全額または一部を拠出します（拠出額は1団体あたり100万円未満（税込））。なお、経費は実費精算で後払いとなります。また、支払い完了は2月までとなります。

※令和６年度「ALPS処理水による風評影響の抑制に向けた水産物の販路拡大事業」において実施した団体は対象外となります。

５．募集団体数：10団体

※1団体で複数の応募は可能ですが、実施対象は1団体につき1件までとなります。

６．応募締切：2025年6月10日（火）必着

７．応募方法：別紙の実施計画及び経緯内訳を、株式会社アドギルド・ジャパン内の事務局宛にメール（E-mail: suisan@adguild.co.jp）でご提出ください。

８．実施団体の決定方法：経済産業省、産経新聞社による審査において決定

９．審査基準：以下の審査基準に基づき、審査員が総合的に評価します。

①地域の水産物の魅力を発信するとの目的に合致しているか

　　　　　　　②国産水産物の消費拡大や販路開拓につながる内容となっているか

　　　　　　　③実施内容が具体的かつ効果的で実現性があるか

　　　　　　　④実施内容に対し適切な予算計画となっているか

10．実施報告：実施結果や成果に関する報告書を事務局に提出

　　　　　　　※書式など詳細は後日

11．対象イベント・取り組み事例

〇地域で実施されるイベントや物産展等へのブース出店

〇地域の水産物の販売会

〇地域の水産物を使った料理教室や魚の捌き方教室

〇地域の水産物を使った魚料理レシピコンクール

〇魚食推進や地域の水産物の魅力を伝える出前授業

〇各団体で主催するイベントにおける地域の水産物の魅力を発信するコンテンツ

（解体ショー、魚のつかみ取り、トークショー、クイズ大会等）の実施

〇各団体で主催するイベントにおけるタレント等ゲストの招致

　　〇各団体で主催するイベントの広報・PR

　　〇各団体で主催するイベントで使用する販促物（のぼり、ポスター、チラシ、POP、

ノベルティ等）の制作

　　※既存のイベントであっても、国産水産物の消費拡大・販路開拓・魚食振興に資する新規性のある取り組みであれば、支援対象となります

　　※のぼり、ポスター、チラシ等の制作物は支援対象イベント・取り組みで使用するものに原則として限られます。当該制作物につき、他のイベントや取り組みでの使用を希望する場合は、個別に事務局まで御相談ください。

12．拠出対象経費及び対象外経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象経費 | 対象外経費 |
| 会場借料 | 〇イベントブース出展料 〇イベントスペースや会議室など  　の会場使用料 | 〇申請者が所有する施設の使用料 |
| 機材借料 | 〇調理機器・器具、音響機器、モニ  ター等の機材レンタル費 | 〇機材購入費  〇申請者が所有する機材の使用料・損  　料 |
| 補助人件費 | 〇イベント運営、販売スタッフ等の人件費 | 〇申請者職員の人件費  ※申請者の組合員（生産者）の日当は  対象となります |
| 謝金 | 〇講師、ゲスト、タレント等への謝  　礼 |  |
| 旅費 | 〇申請者の旅費規程に則って支払われる交通・宿泊費 | 〇ガソリン代  〇レンタカー代  〇タクシー代  ※公共交通機関が利用できない場所への移動については対象となります |
| 印刷製本費 | 〇ポスター、パンフレット、チラシ等の印刷費 |  |
| 広告・広報費 | 〇新聞広告  〇テレビ、ラジオCM  〇折り込みチラシ、交通広告 〇WEB、SNS広告 〇リリース配信 |  |
| 通信運搬費 | 〇資材、食材等の送料  〇チラシ等の郵送、ダイレクトメ  ール（DM）費 |  |
| 食材費 | 〇料理教室で使用する食材購入費  〇解体ショーで使用する食材購入費  〇試食提供用の食材購入費 | 〇申請者が販売している食材購入費 〇販売目的の食材購入費 〇スタッフの食事代 |
| 外注費 | 〇ポスター、パンフレット、チラシ等のデザイン費  〇ホームページ制作費  〇のぼり、ノベルティ等製作費  〇ブース看板等の装飾デザイン・施工費 |  |

※荒天等によりイベントが中止となった場合、それまでにかかった費用やキャンセル料については、正当な事由を確認した上でお支払いします。

※のぼり、ポスター、チラシ等の制作物は支援対象イベント・取り組みで使用するものに原則として限られます。当該制作物につき、他のイベントや取り組みでの使用を希望する場合は、個別に事務局まで御相談ください。